

5.3.2 植物の生育及び植生の状況

植物の生育状況は、当該地域の自然特性を勘案し、大空町及びその周囲を対象に、文献により整理した。

大空町及びその周囲における確認種を抽出した文献は、表 5-44 に示すとおりである。

表 5-44 文献の調査対象及び調査範囲

文献番号	文献名	調査対象・調査範囲
1	北海道「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」	大空町が分布域として記載されている種を対象とした。なお、詳細な分布域の記載がない種も対象とした。
2	環境省「環境アセスメントデータベース（2025年閲覧）」	大空町が含まれるメッシュで確認された種を対象とした。

(1) 植物相の概要

大空町及びその周囲の植物相の概要は、表 5-45 に示すとおりである。

文献調査の結果、大空町及びその周囲に生育する維管束植物は 43 科 120 種であった。

表 5-45 文献による植物相の概要

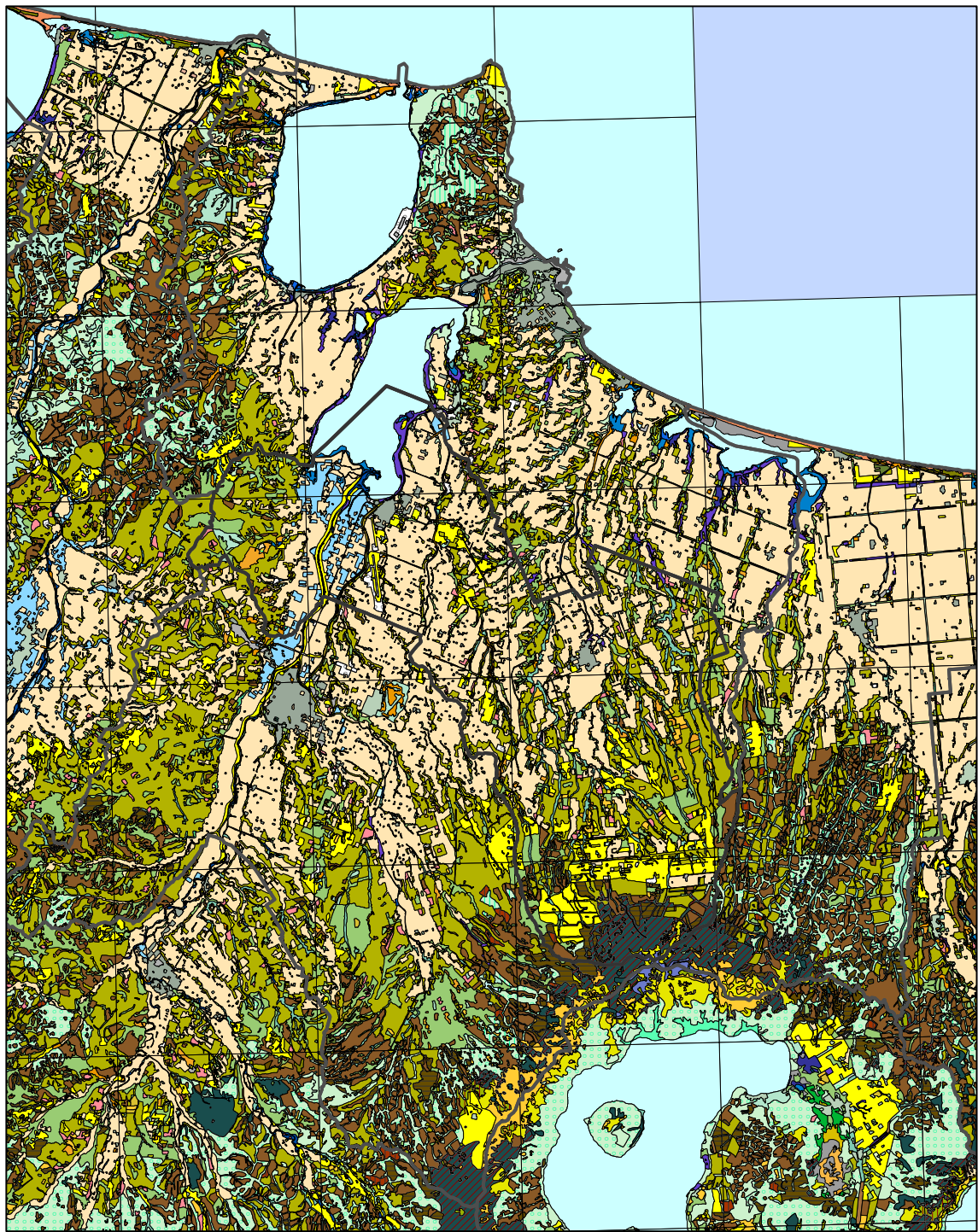
分類群	確認種数	主な確認種
シダ植物	6科8種	ヒメドクサ、チシマヒメドクサ、ホソバミヤマハナワラビ、イブリハナワラビ、ヤシャゼンマイ、キタダケデンダ、ヤブソテツ、ヒメサジラン
種子植物	37科112種	ミヤマビャクシン、ヒンジモ、ネジリカワツルモ、オゼソウ、カタクリ、キンセイラン、エゾイヌノヒゲ、イトハナビテンツキ、エゾコウボウ、チドリケマン、フクジュソウ、マルバマンサク、モミジバショウマ、ツメレンゲ、ハゴロモグサ、ヒダカミツバツツジ、レブンシオガマ、キキョウ、イワヨモギ、ネムロブシダマ等
合計	43科120種	—

(2) 植生の概要

大空町及びその周囲の現存植生図とその凡例は図 5-74、図 5-75、植生自然度は図 5-76 に示すとおりである。

植生の分布状況として、大空町内には、北西側に「畑雑草群落」が、比較的高標高部や南東側に「カラマツ植林」が広く分布している。南部の藻琴山付近には、「ダケカンバーエゾマツ群落」や「アカエゾマツ植林」、「牧草地」等が多くみられる。

植生自然度をみると、大空町内には植生自然度 2 及び植生自然度 6 が広く分布しているほか、南東部の藻琴山付近には植生自然度 9～10 が多く分布している。



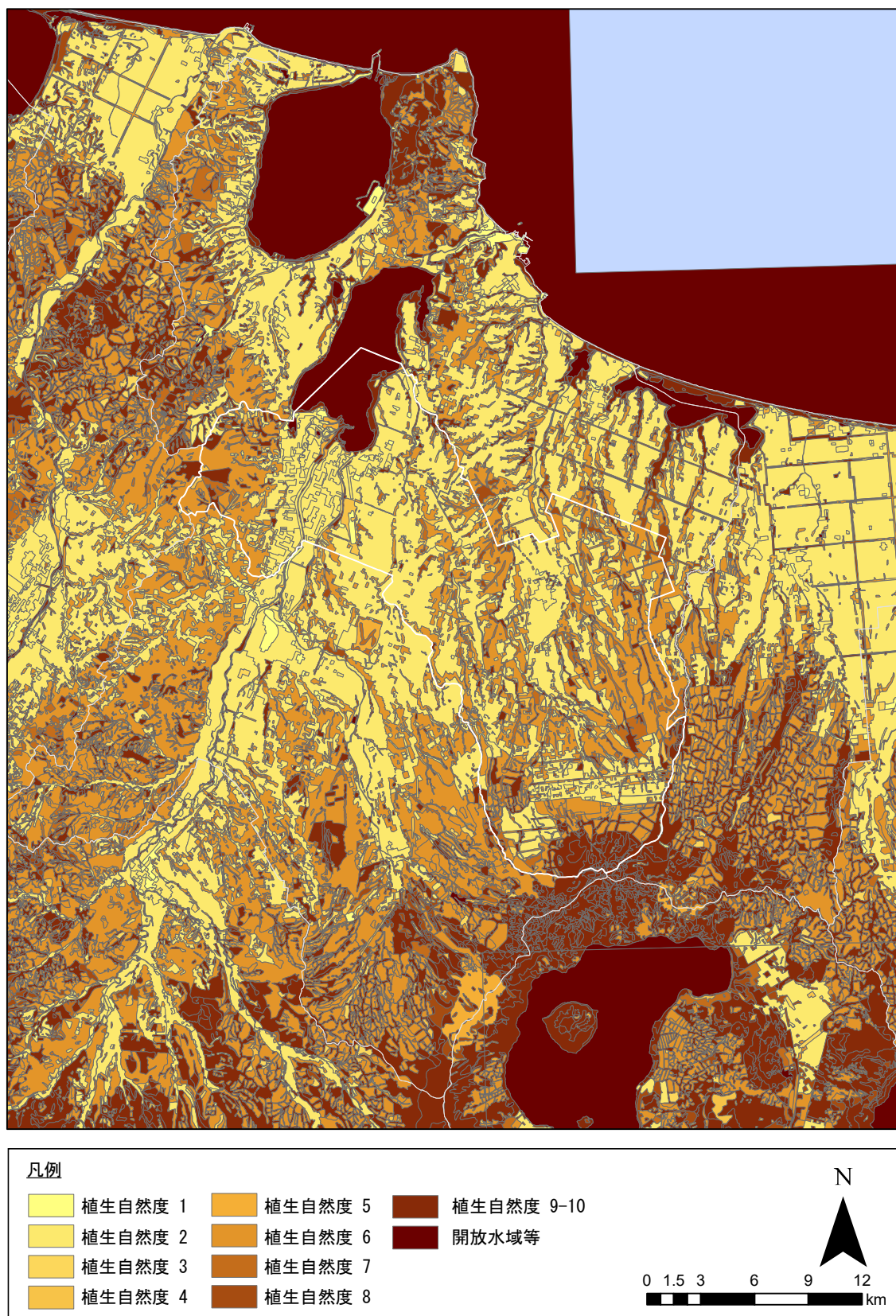
出典：環境省「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 植生調査 第6回（1999～2012）、第7回（2013～）
1/25,000 植生図（2025年閲覧）」を基に作成

図 5-74 現存植生図

凡例	
	高山低木群落
	ハイマツ群落
	コケモモ・ハイマツ群落
	イソツツジ・ハイマツ群落
	エゾマツ・トドマツ群落
	アカエゾマツ群落
	ダケカンバー・エゾマツ群落
	アカエゾマツ群落（湿原型）
	ダケカンバー・ハイマツ群落
	ミヤマハンノキ群落
	ササ・ダケカンバ群落（北海道）
	ササ群落（Ⅱ）
	ダケカンバ群落（Ⅲ）
	ササ群落（Ⅲ）
	クマイザサ群落
	カシワ群落（Ⅳ）
	トドマツ・ミズナラ群落
	ミズナラ群落
	エゾイタヤ・ミズナラ群落
	トドマツ群落（誘導林）
	ハルニレ群落
	ハルニレ群落
	ハシドイ・ヤチダモ群落
	ハンノキ・ヤチダモ群落
	ハンノキ群落（Ⅳ）
	ヤナギ高木群落（Ⅳ）
	ヤナギ低木群落（Ⅳ）
	ヤマハンノキ群落
	ササ・シラカンバ群落
	エゾヤマナラシ群落
	シラカンバー・ミズナラ群落
	落葉広葉低木群落
	ササ群落（Ⅴ）
	ナガボノシロワレモコウ・エゾミヤコザサ群落
	オオヨモギ群落
	ハンゴンソウ群落
	伐採跡地群落（Ⅴ）
	ヨシクラス
	ヨシ群落（代償植生）
	ヒルムシロクラス
	塩沼地植生
	ハマナス群落
	ハマニンニク・コウボウムギ群落
	ハマオトコヨモギ・コハマギク群落
	岩壁植生
	硫気孔原植生
	噴気孔原植生
	エゾマツ植林
	トドマツ植林
	アカエゾマツ植林
	カラマツ植林
	外国産樹種植林
	ニセアカシア群落
	ストロブマツ植林
	その他植林
	その他植林（常緑針葉樹）
	その他植林（落葉広葉樹）
	ヤチダモ植林
	シラカンバ植林
	ゴルフ場・芝地
	牧草地
	路傍・空地雑草群落
	放棄畑雑草群落
	果樹園
	畑雑草群落
	水田雑草群落
	市街地
	緑の多い住宅地
	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	工場地帯
	造成地
	開放水域
	自然裸地

出典：環境省「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 植生調査 第6回（1999～2012）、第7回（2013～）
1/25,000 植生図（2025年閲覧）」を基に作成

図 5-75 現存植生図凡例



出典：環境省「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 植生調査 第6回（1999～2012）、第7回（2013～）
1/25,000 植生図（2025年閲覧）」を基に作成

図 5-76 現存植生図（植生自然度）

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 5-46～表 5-48 に示すとおりとした。

表 5-46 植物の重要な種及び群落の選定基準 (1/3)

番号	文献名	カテゴリー	重要な種	重要な群落
1	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号) 「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日 条例第83号) 「大空町文化財保護条例」(平成22年6月16日 条例第24号)	国特：国の特別天然記念物 国天：国の天然記念物 道天：北海道の天然記念物 町天：大空町の天然記念物	○	○
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特1：特定第一種国内希少野生動植物種 特2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 生息：生息地等保護区	○	○
3	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成25年3月29日 条例第9号)	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種	○	—
4	環境省「環境省レッドリスト2020」	CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○	—
5	北海道「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」	Ex：絶滅種 Ew：野生絶滅種 Cr：絶滅危機種 En：絶滅危惧種 Vu：絶滅危急種 R：希少種 LP：地域個体群 N：留意種	○	—

表 5-47 植物の重要な種及び群落の選定基準 (2/3)

番号	文献名	カテゴリー	重要な種	重要な群落
6	環境庁「第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落一覧表」 環境庁「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」 環境庁「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	—	○
7	環境省「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」	植生自然度10 植生自然度9 植生自然度8	—	○

表 5-48 植物の重要な種及び群落の選定基準 (3/3)

番号	文献名	カテゴリー	重要な種	重要な群落
8	「北海道自然環境等保全条例」 (昭和48年12月11日 条例第64号)	原生自然環境保全地域：その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、当該自然環境を保全することが特に必要な地域。 自然環境保全地域：原生自然環境保全地域以外の区域で、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。 道自然環境保全地域：自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて、自然環境を保全することが特に必要な地域。 環境緑地保護地区：市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。 自然景観保護地区：森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区。 学術自然保護地区：動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区。 記念保護樹木：由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの。	—	○

a) 重要な種

植物の重要な種のうち、シダ植物は表 5-49 に示すとおり、チシマヒドメグサ、イブリハナワラビ、キタダケテンダ等が、種子植物は表 5-50 に示すとおりアツモリソウ、シリベシナズナ、ヒダカミツバツツジ等が確認されている。

表 5-49 文献による植物の重要な種（シダ植物）

No.	科名	種名	1	2	3	4	5
1	トクサ科	ヒメドクサ				VU	Vu
2		チシマヒメドクサ				CR	R
3	ハナヤスリ科	ホソバミヤマハナワラビ					R
4		イブリハナワラビ				EN	Cr
5	ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ					R
6	イワデンダ科	キタダケデンダ					Vu
7	オシダ科	ヤブソテツ					R
8	ウラボシ科	ヒメサジラン					R
計	6 科	8 種	0 種	0 種	0 種	3 種	8 種

※1) 種名及び配列については原則として国土交通省「令和7年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

※2) 選定基準は表 5-46 に示すとおりである。

表 5-50 文献による植物の重要な種（種子植物）（1/2）

No.	科名	種名	1	2	3	4	5
1	ヒノキ科	ミヤマビャクシン					Vu
2	サトイモ科	ヒンジモ				EN	En
3	カワツルモ科	ネジリカワツルモ				CR	R
4	クサスギカズラ科	オゼソウ				VU	Vu
5	ユリ科	カタクリ					N
6		クロユリ					R
7		エゾヒメアマナ				VU	R
8		ホトトギス					R
9	ラン科	キンセイラン				VU	En
10		オクシリエビネ				DD	En
11		サルメンエビネ				VU	En
12		ヒメホテイラン				VU	En
13		エゾギンラン					Vu
14		カラフトアツモリソウ				DD	Cr
15		コアツモリソウ			指希	NT	Cr
16		クマガイソウ				VU	En
17		アツモリソウ		国内、特一		VU	Cr
18		レブンアツモリソウ		国内、特一		NT	Cr
19		ホテイアツモリ		国内、特一		CR	Cr
20		キバナノアツモリソウ			指希、特希	VU	Cr
21		コイチヨウラン					En
22		トラキチラン				EN	Vu
23		ヒロハツリシュスラン				EN	R
24		テガタチドリ					Vu
25		オオミズトンボ				EN	R
26		ヤチラン			指希、特希	EN	Cr
27		ヒナチドリ				VU	Vu
28		コアニチドリ				VU	Vu
29		アリドオシラン					R
30		トキソウ				NT	Vu
31	ホシクサ科	エゾイヌノヒゲ				CR	R
32	イグサ科	ニッコウコウガイゼキショウ					R
33	カヤツリグサ科	イトハナビテンツキ					R
34		ジョウロウスゲ				VU	R
35		ホソスゲ				CR	Vu
36		カンチスゲ				EN	Cr
37		オオクグ				NT	R
38		ミヤケスゲ				VU	R
39		ヒメシカクイ					R
40		コイヌノハナヒゲ					R
41	イネ科	エゾコウボウ			指希	EN	Vu
42		オニコメススキ				DD	R
43		タカネエゾムギ			指希	CR	En
44		ウキガヤ					R
45		タチイチゴツナギ				EN	
46		オニシバ					R
47	ケシ科	チドリケマン				VU	
48		シロバナコマクサ					Vu
49	キンポウゲ科	フクジュソウ					Vu
50		カラクサキンポウゲ				EX	Cr
51		ネムロバイカモ					R
52		チトセバイカモ				EN	R
53		ナガバカラマツ				VU	Vu
54	ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク				VU	En
55	マンサク科	マルバマンサク					R
56	ユキノシタ科	モミジバショウマ				EN	R
57		ヤグルマソウ					R
58		ユウバリクモマグサ			指希	CR	Cr
59		エゾノクモマグサ			指希	CR	En
60	ペンケイソウ科	レブンイワレンゲ					R
61		ツメレンゲ				NT	R

表 5-51 文献による植物の重要な種（種子植物）（2/2）

No.	科名	種名	1	2	3	4	5
62	マメ科	カリバオウギ			指希	EN	Cr
63		オカダゲンゲ					R
64	バラ科	ハゴロモグサ				NT	R
65		クロミサンザシ				EN	Cr
66		チョウノスケソウ					R
67	カバノキ科	ヤチカンバ			指希	VU	Vu
68	スマレ科	タニマスミレ				EN	Cr
69		イソスマレ				VU	R
70	アブラナ科	シリベシナズナ		国内、特一		CR	En
71		ナンブイヌナズナ				EN	Vu
72	タデ科	エゾノミズタデ					Vu
73		サデクサ					R
74		カラフトノダイオウ					R
75		ノダイオウ				VU	
76	モウセンゴケ科	ナガバノモウセンゴケ				VU	En
77		ナガバノイシモチソウ				VU	En
78	ナデシコ科	カトウハコベ				VU	Vu
79		アボイツメクサ					En
80		ミツモリミミナグサ				VU	En
81		エンビセンノウ			指希	VU	Cr
82		エゾタカネツメクサ				CR	Cr
83	サクラソウ科	トチナイスウ				EN	R
84		クリンソウ					Vu
85		テシオコザクラ				VU	En
86	ツツジ科	ヒダカミツバツツジ			指希	EN	Cr
87		サカイツツジ			指希	VU	Vu
88	アカネ科	エゾムグラ				VU	R
89	リンドウ科	リシリリンドウ				VU	En
90		シロバナオノエリンドウ					R
91	キョウチクトウ科	チョウジソウ				NT	Vu
92		バシクルモン				VU	Vu
93	ムラサキ科	エゾルリムラサキ				CR	Cr
94	ゴマノハグサ科	カタミソウ				VU	Cr
95	タヌキモ科	ホザキノミミカキグサ					R
96		ヤチコタヌキモ				VU	R
97	シソ科	エゾナミキ				VU	
98	ゴマノハグサ科	レブンシオガマ					R
99	キキョウ科	キキョウ				NT	Vu
100	キク科	ホソバエゾノコギリソウ				EN	En
101		タカネヤハズハハコ					En
102		エゾノチチコグサ				CR	Cr
103		オニオトコヨモギ			指希	VU	En
104		イワヨモギ				VU	
105		チシマコハマギク				VU	R
106		エゾウスユキソウ				EN	Vu
107		エゾヨモギギク				VU	En
108		ユウバリタンポポ				EN	Vu
109	スイカズラ科	ネムロブシダマ				VU	
110		ベニバナヒョウタンボク				VU	
111	セリ科	エゾサイコ					R
112		エゾヤマゼンゴ					R
計	37 科	112 種	0 種	4 種	13 種	79 種	105 種

※1) 種名及び配列については原則として国土交通省「令和7年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

※2) 選定基準は表 5-46 に示すとおりである。

a) 重要な群落

植物の重要な群落は、文献その他の資料で確認された群落について、表 5-46 に基づき選定した。

大空町及びその周囲の国の天然記念物として、女満別湿生植物群落が大空町北部に分布している。

また、特定植物群落として、網走湖畔女満別ヤチダモ林、網走能取湖塩湿地植物群落、能取岬トドマツ林等が分布している。

植生自然度は、自然度 10 のササ群落（Ⅱ）、ハマナス群落やヨシクラス、自然度 9 のアカエゾマツ群集やカシワ群落（Ⅳ）、自然度 8 のダケカンバ群落（Ⅲ）等が分布している。

大空町及びその周囲に存在している重要な群落は表 5-52～表 5-54 に、その位置は図 5-77～図 5-79 に示すとおりである。

表 5-52 重要な群落（天然記念物）

区分	名称	カテゴリー	選定理由・特徴
文化財保護法	女満別湿生植物群落	国天	低湿地にヤチダモ・ヤチハンノキをおもな上木とする落葉広葉樹の自然林が約2kmにわたって帯状に続いている。その林床にはミズバショウが繁殖し、5月中・下旬の開花期には壮観を呈する。わが北部の低湿地林として、またミズバショウの群落として代表的なもの。

出典：文化庁「文化遺産オンライン 女満別湿生植物群落（2025 年閲覧）」を基に作成

※）カテゴリーは、表 5-46 に示すとおりである

表 5-53 重要な群落（自然環境保全基礎調査 特定植物群落）

区分	カテゴリー	植生区分	群落名
第3回調査	D、G	湿地植生	栄浦塩湿地植生
第2回調査	A	冷温帯夏緑広葉高木林	佐呂間湖常呂カシワ林
第3回調査	D	冷温帯広葉草原	網走市能取原生花園
第3回調査	A	亜寒帯常緑針葉高木林	能取岬トドマツ林
第2回調査	D	海浜植生	網走能取湖塩湿地植物群落
第3回調査	A、E	冷温帯夏緑広葉高木林	呼人のハンノキ・ヤチダモ林
第2回調査	A、E	冷温帯夏緑広葉高木林	網走湖畔女満別ヤチダモ林
第3回調査	A、E	冷温帯夏緑広葉高木林	オホーツクの森
第2回調査	D、E	海浜植生	小清水海岸草原
第2回調査	H	亜寒帯常緑針葉高木林	屈斜呂湖畔オンコ林
第2回調査	A、E	冷温帯常緑針葉高木林	屈斜呂湖畔針広混交林
第2回調査	A、E	亜寒帯常緑針葉高木林	川湯アカエゾマツ林
第2回調査	C、G	冷温帯常緑針葉低木林	硫黄山麓ハイマツ植生
第3回調査	A	亜寒帯植生	摩周湖周辺の自然林

※) カテゴリーは、表 5-47 に示すとおりである

表 5-54 重要な植物群落（植生自然度10、9、8）

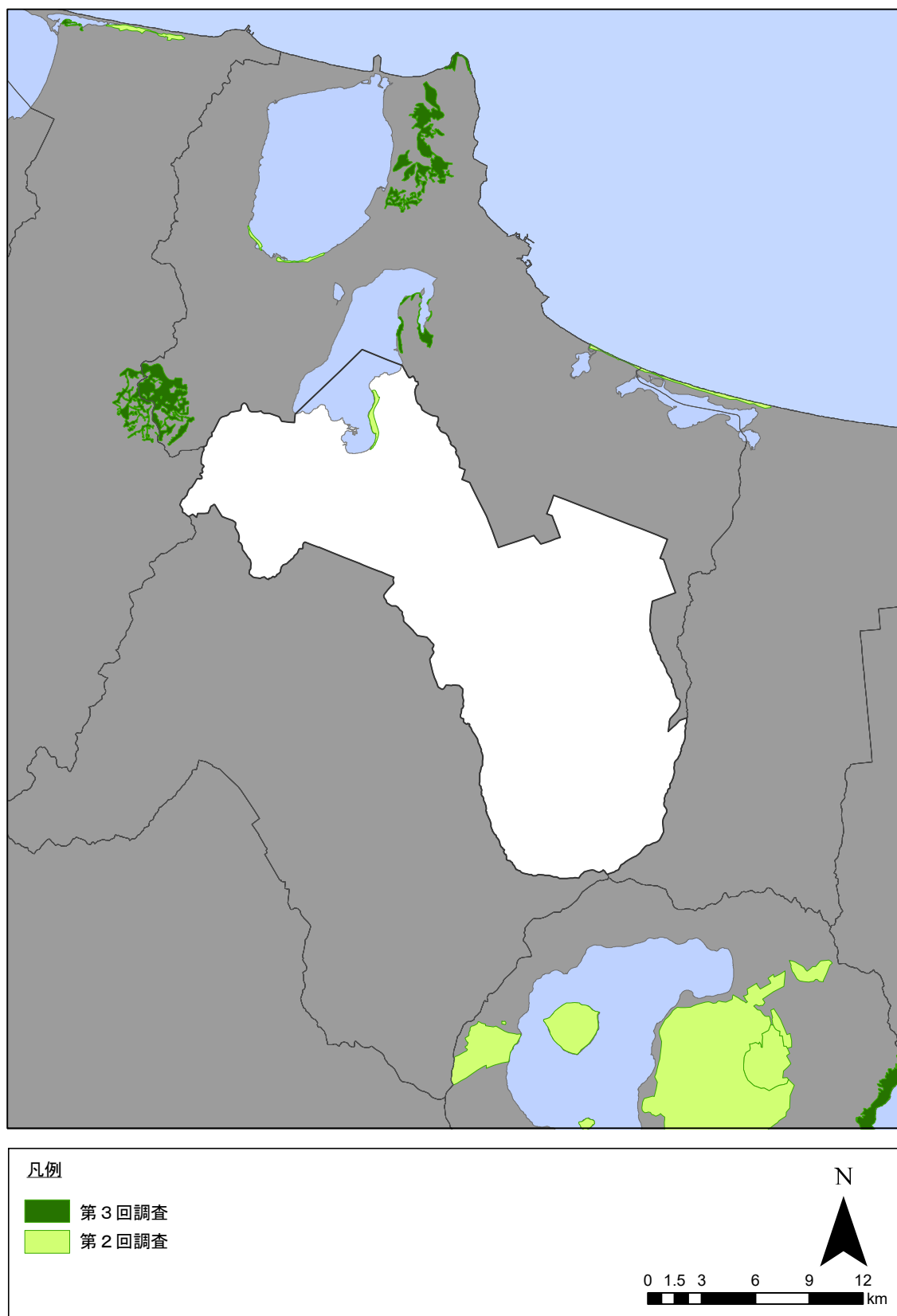
区分	カテゴリー	植生区分	群落名
植生 自然度	植生自然度10	自然草原	ササ群落（Ⅱ）、ヒルムシロクラス、ハマナス群落、ハマニンニク－コウボウムギ群落、ハマオトコヨモギ－コハマギク群落、ヨシクラス
	植生自然度9	自然林	コケモモ－ハイマツ群落、アカエゾマツ群落、ササ－ダケカンバ群落（北海道）、カシワ群落（Ⅳ）、トドマツ－ミズナラ群落、エゾイタヤ－ミズナラ群落、ハルニレ群落
	植生自然度8	二次林（自然林に近いもの）	ダケカンバ群落（Ⅲ）

※）カテゴリーは、表 5-47 に示すとおりである



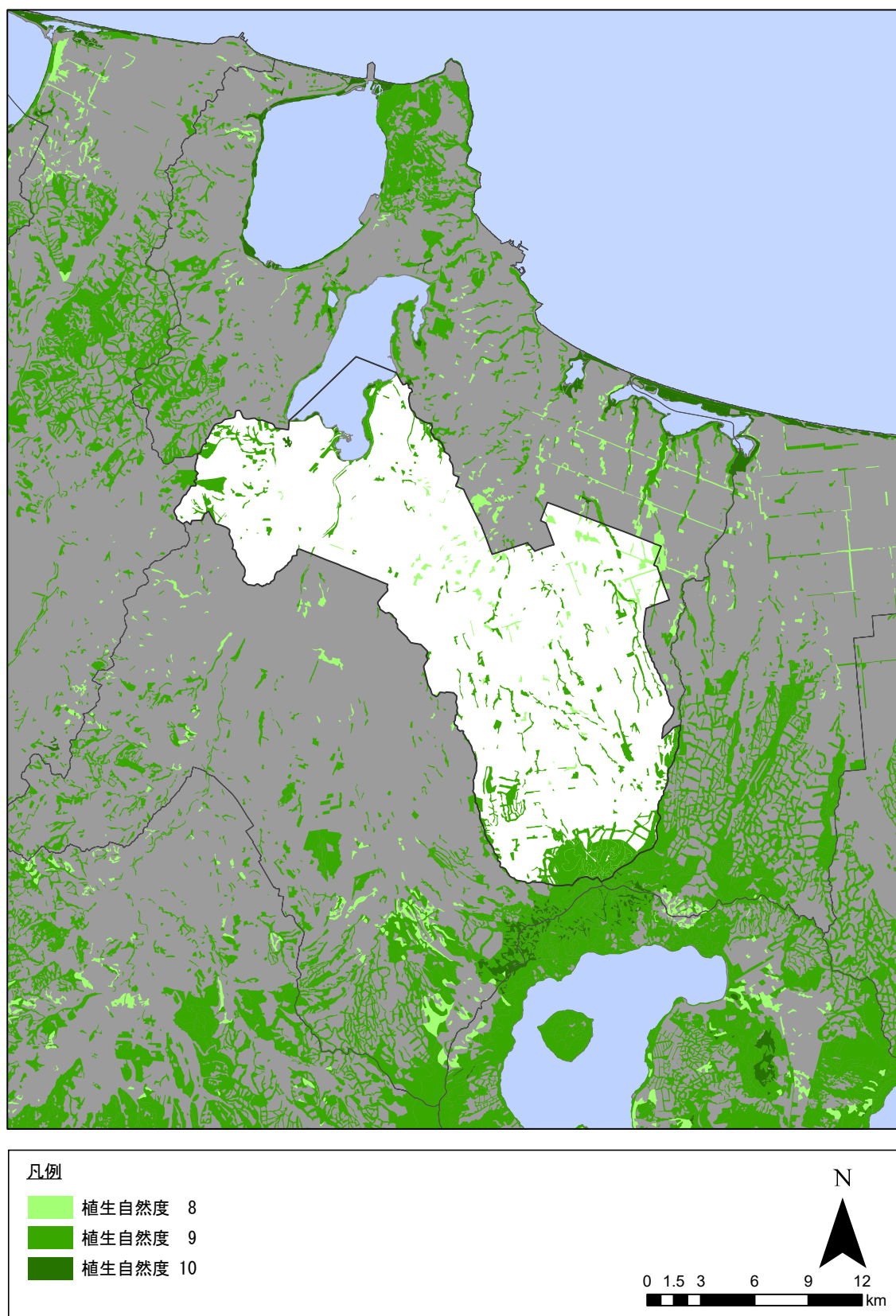
出典：文化庁「文化遺産オンライン 女満別湿生植物群落（2025年閲覧）」を基に作成

図 5-77 重要な群落の位置図（文化財保護法）



出典：環境省「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 第2, 3, 5回（1999～2000）（2025年閲覧）」を基に作成

図 5-78 重要な群落の位置図（自然環境保全基礎調査 特定植物群落）



出典：環境省「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 植生調査 第6回（1999～2012）、第7回（2013～）
1/25,000 植生図（2025年閲覧）」を基に作成

図 5-79 重要な群落の位置図（植生自然度10、9、8）

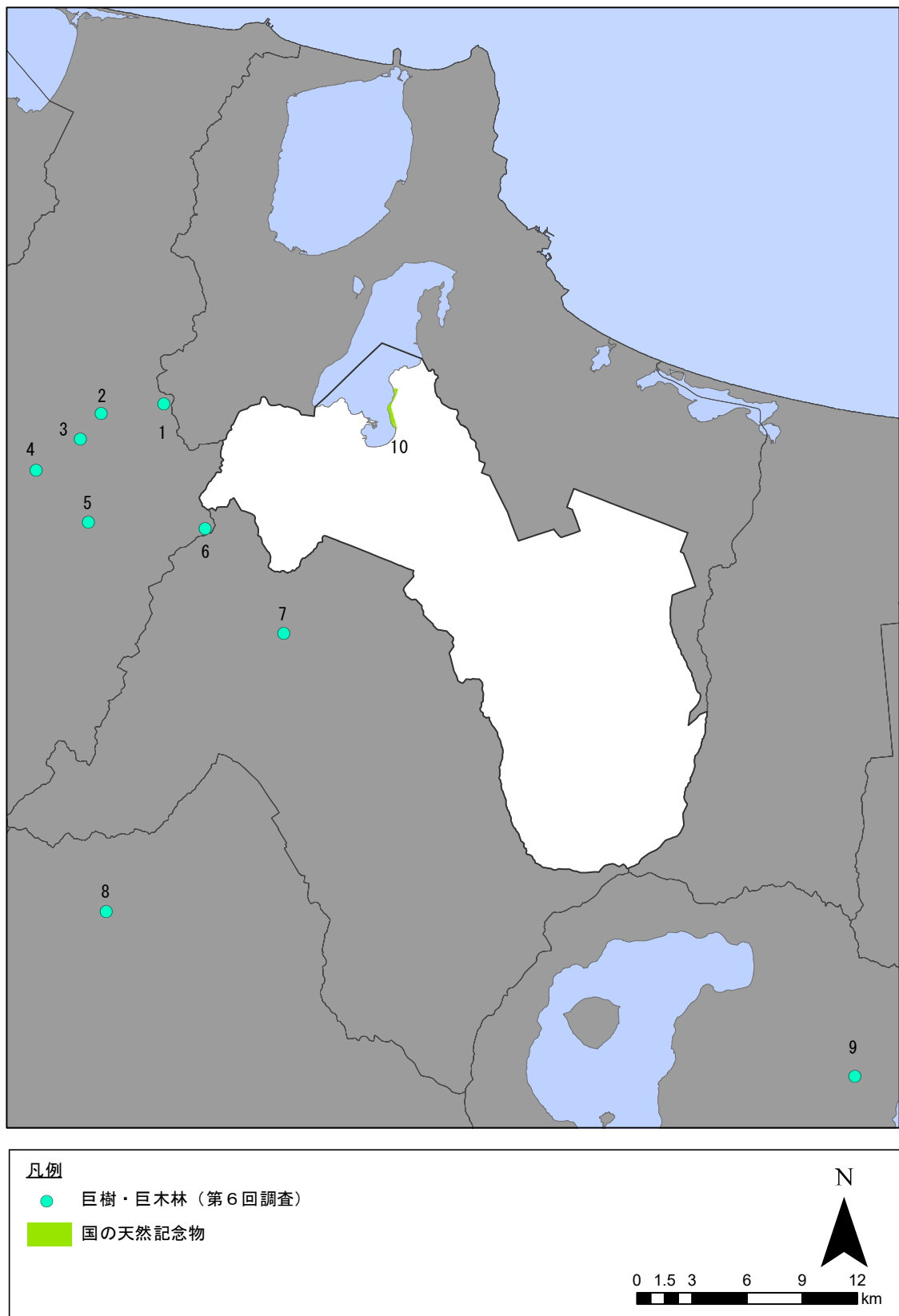
(4) 巨樹・巨木林、天然記念物

大空町及びその周囲に生育する巨樹・巨木林、天然記念物は表 5-55 に、これらの生育地は図 5-80 に示すとおりである。

表 5-55 大空町及びその周囲に生育する巨樹・巨木林、天然記念物

番号	町名	名称	種	幹周 (cm)	樹高 (m)	備考
1	北見市	—	カツラ	370	20	
2		—	ミズナラ	450	25	
3		—	ハルニレ	330	23	
4		—	カシワ	300	20	
5		—	カシワ	345	22	
6		緋牛内の大カシワ	カシワ	500	16	
7	美幌町	—	カシワ	350	15	
8	津別町	双葉の千年ミズナラ	ミズナラ	640	21	
9	弟子屈町	—	ミズナラ	510	22	
10	大空町	女満別湿生植物群落				天然記念物（国）

出典：環境省「自然環境調査 Web-GIS」、北海道 HP「国の指定・選定文化財一覧」



出典：環境省「自然環境調査 Web-GIS、北海道 HP「国の指定・選定文化財一覧」を基に作成

図 5-80 巨樹・巨木林、天然記念物位置図

5.3.3 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

a) 自然公園法及び北海道立自然公園条例に基づく自然公園

大空町及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年 4 月 1 日条例第 36 号）に基づく自然公園の指定状況は図 5-81 に示すとおりであり、大空町の北西側に「網走国定公園」、南東側に「阿寒摩周国立公園」が指定されている。

自然公園の地種区分については表 5-56 に示すとおりである。

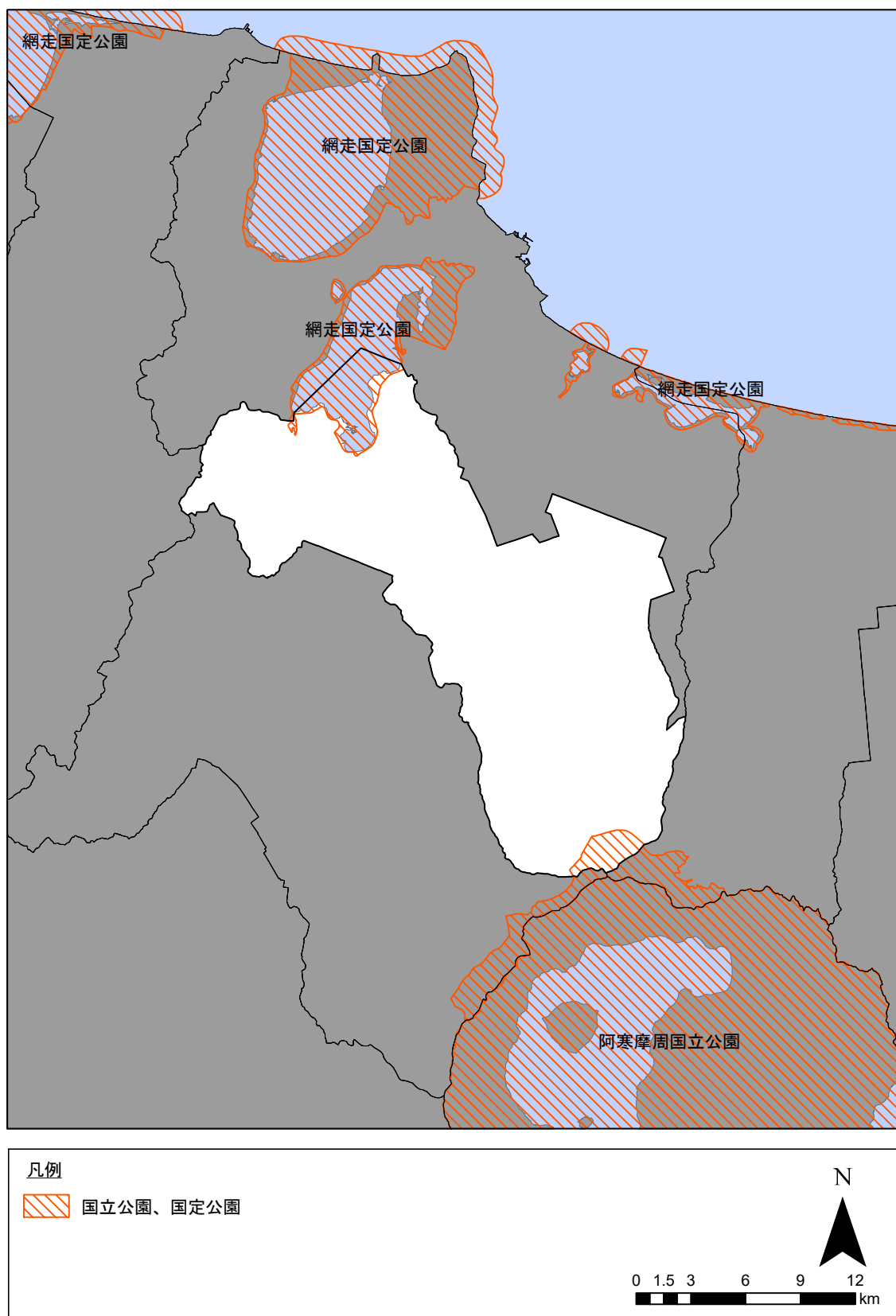
表 5-56 自然公園の地種区分

地種区分		説明
特別地域	特別保護地区	特別地域内で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地域で、特に嚴重に景観の維持を図る必要がある地区
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性がもっとも高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
	第2種特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域
	第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域		特別地域に含まれない地域で風景の保護を図る必要がある地域

出典：「自然公園法施行規則」（昭和 32 年 10 月 11 日厚生省令第 41 号 最終改正：令和 2 年 12 月 1 日）

b) 自然環境保全法及び北海道自然環境等保全条例の規定により指定された保全地域

大空町及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号 最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域等の指定はされていない。また、「北海道自然環境等保全条例」に基づく道自然環境保全地域等の指定はされていない。



出典：国土数値情報「自然公園地域データ（2015年度）」を基に作成

図 5-81 国立公園・国定公園の指定状況

c) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域**

大空町及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号)に基づく自然遺産の区域指定はされていない。

d) **都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域**

大空町及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はされていない。

e) **鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等**

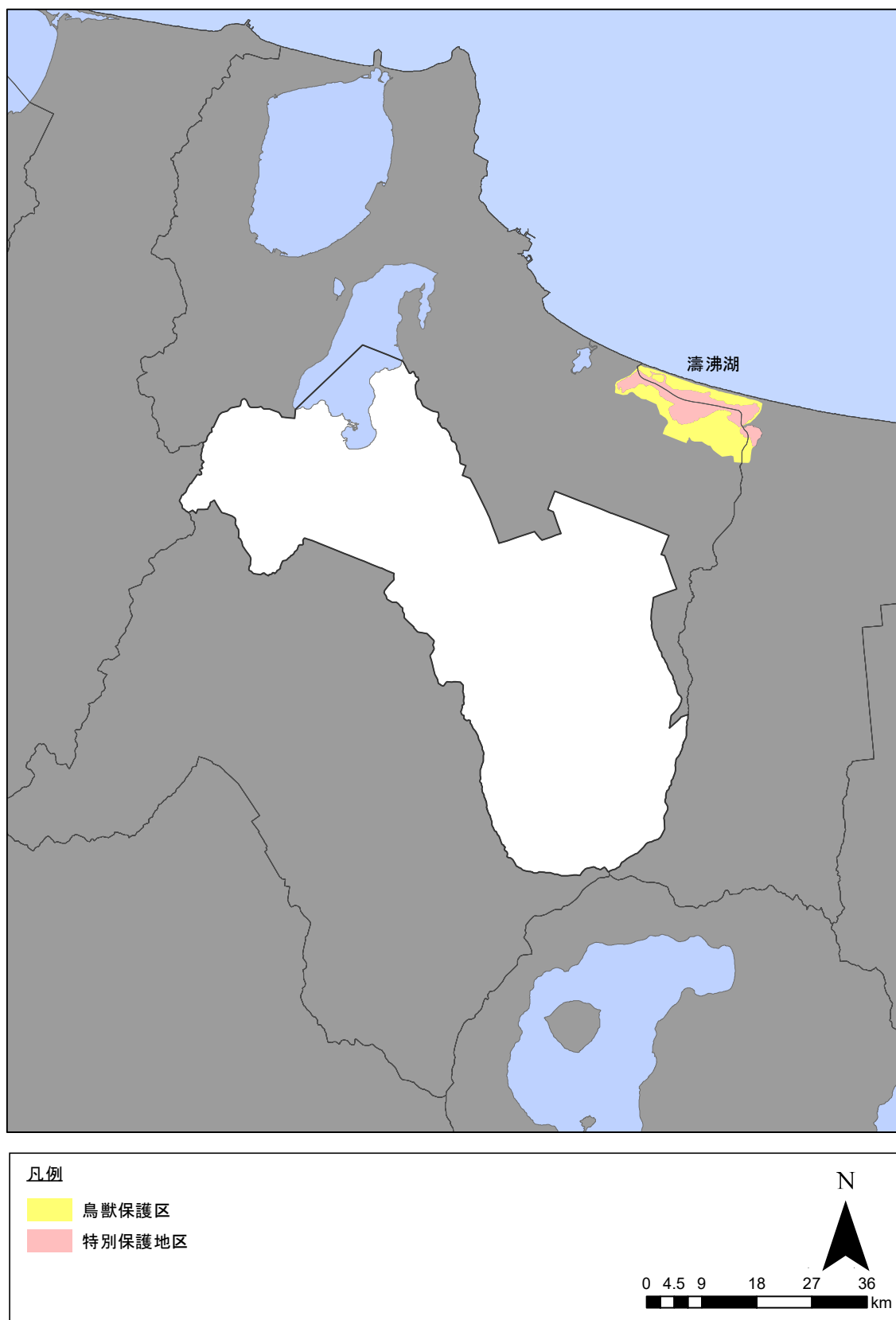
大空町及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号)に基づく鳥獣保護区等として、藻琴山、濤沸湖等が指定されている(図5-82、図5-83)。

f) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区**

大空町及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の指定はされていない。

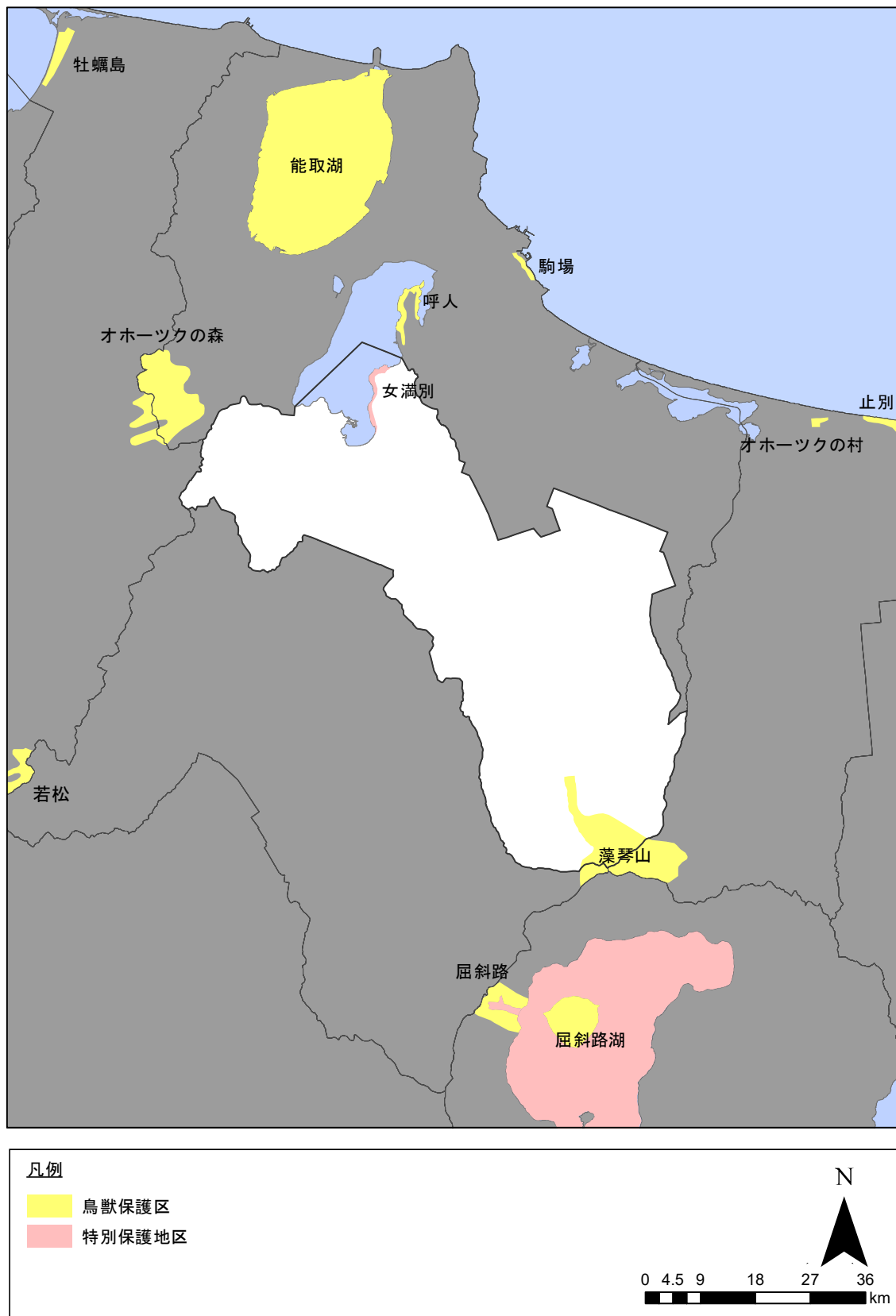
g) **特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域**

大空町及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく特に水鳥の生息地として、濤沸湖が指定されている。



出典：国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」を基に作成

図 5-82 鳥獣保護区（国指定）



出典：国土数値情報「鳥獣保護区データ（2015年度）」を基に作成

図 5-83 鳥獣保護区（道指定）